

論点体系

# 独占禁止法

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律  
下請代金支払遅延等防止法

編著 白石忠志 多田敏明

第一法規

## 第3章 事業者団体

### ◆第8条

#### 〔事業者団体に対する規制〕

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二 第6条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
- 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
- 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

#### 【条文の概要】

##### 1 本条の構成と概要

独禁法の禁止規定の主たる名宛人は事業者と事業者団体であるところ、本条は事業者団体の禁止行為について規定している。本条は、事業者団体法（昭和23年法律191号）の廃止に伴い、同法の禁止行為類型を整理して昭和28年改正により独禁法へ受け継いだものである。なお、事業者団体の設立、変更及び解散に係る公取委への届出制度は平成21年改正（旧8条2項ないし4項削除）により廃止された。

本条のうち1号、2号及び5号は、事業者について規定が別途設けられている禁止行為（私的独占、不当な取引制限、国際的協定、不公正な取引方法）に相当する事業者団体の行為を規制していると考えられるが、これらに加えて本条は、事業者数制限（3号）や構成事業者の機能・活動制限（4号）について、競争の実質的制限を要件とすることなく規制している。

本条は行為主体の数について定めておらず、複数の事業者団体による価格協定についても本条が適用される（公取委勧告審決平成4・4・17平成4年(働)7号審決集39巻53頁、公取委警告平成24・6・14（梅干協同組合事件）等）。

事業者団体の行為に関する公取委ガイドラインには、包括的なものとして事業者団体ガイドラインがあり、事業者団体の主な活動類型（価格制限行為、数量制限行為、顧客・販路等の制限行為、設備又は技術の制限行為、参入制限行為等、不公正な取引方法

種類・品質・規格等に関する行為、営業の種類・内容・方法等に関する行為、情報活動、経営指導、共同事業、公的規制・行政等に関連する行為)について考え方が示されているほか、資格者団体に関しては「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」や「医師会の活動に関する独占禁止法上の指針」、公共入札に関しては「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」においても考え方が示されている。これらのほか、流通取引慣行ガイドラインその他各種ガイドラインにおいても事業者団体の活動について公取委の考え方が示されている。

なお、「事業者団体」の定義については2条2項解説を、事業者団体に対する排除措置については8条の2解説を、構成事業者等に対する課徴金については8条の3解説を、本条1号ないし4号違反に対する罰則については89、90条解説を、それぞれ参照されたい。また、事業者団体における差別取扱いについては一般指定5項の解説を参照されたい。

## 2 本条1号

本条1号は、事業者団体が一定の取引分野における競争を実質的に制限することを禁止している。禁止行為の態様が特定されていないため、不当な取引制限や私的独占に相当する行為を含む事業者団体による様々な行為が幅広く規制の対象とされると解されている。一定の取引分野の画定方法や競争の実質的制限の意義については2条5項論点8の解説及び2条6項論点3を参照されたい。

## 3 本条2号

本条2号は事業者団体による国際的協定等を禁止している。禁止の対象となる国際的協定等の意義については6条解説を参照されたい。

## 4 本条3号

本条3号は、事業者団体が「一定の事業分野」において現在又は将来の事業者の数を制限することを禁止しており、その趣旨は、既存事業者排除（現在の事業者数の制限）や新規参入妨害（将来の事業者数の制限）を防止することにある。具体的には、事業者団体へ加入しなければ事業活動が一般に困難となる状況の下において当該事業者団体への加入申請を拒否したり、社会通念上合理性を欠く高額の入会金を徴収する行為などがこれに当たる（神宮司・経済法20講275頁）。「一定の事業分野」は「一定の取引分野」と異なり、また2条7項における同一文言とも異なり、競争関係にある供給者群・需要者群いずれか一方の事業活動の範囲を意味すると解されている。

弊害要件については、競争の実質的制限が文言上要求されておらず、競争政策上看過できない影響を競争に及ぼすこととなることで足りると解されている。

## 5 本条4号

本条4号は、事業者団体がその構成事業者の機能又は活動を不当に制限することを禁止している。事業者団体の活動は、非構成事業者に対する拘束を除けば多かれ少なかれ

構成事業者の機能・活動を制限するものであり、それゆえ本条4号は、事業者団体の行為を広く禁止しようとする独禁法の態度を顕著に示すものであるといわれることがある。

「機能又は活動」は、「機能」と「活動」を特に区別せず包括的に構成事業者の事業活動をいうものと解されている。公取委先例においては、取引条件（リベート等）制限、営業方法（広告活動等）制限、店舗開設制限、設備の新增設制限、顧客争奪制限、原材料購入先制限、販売地域制限、規格制限、輸入品販売制限、さらには価格協定等、様々な行為に本条4号が適用されている。

弊害要件である「不当に」とは、競争政策上看過できない影響を競争に及ぼすこととなることを意味すると解されており、具体的には、行為が競争に及ぼす影響の程度、意図・目的の正当性、目的達成のために選択される手段・方法の合理性等を総合的に判断したうえ、一定の取引分野における競争に対する影響が問題とする程度に至らないものである場合か否かによって判断される（岩本章吾『事業者団体の活動に関する新・独禁法ガイドライン』商事法務研究会（1996年）48頁）。

#### 6 本条5号

本条5号は、事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすることを禁止している。「事業者」は、本条4号の「構成事業者」と異なり、当該事業者団体の構成事業者であるか否かを問わない。「させるようにする」とは働きかけを行うことをいい、強制を伴うことを要しないと解されている。

弊害要件については、競争の実質的制限が文言上要求されておらず、事業者団体自身の行為について競争政策上看過できない影響を競争に及ぼすこととなることで足りると解されている。他方、公取委先例においては、事業者が行う「不公正な取引方法に該当する行為」により公正競争阻害性が生じたか否か明らかにされないことがあり（公取委審判審決昭和61・3・28昭和55年判2号審決集32巻77頁等）、この点については、通常は違法とされない行為（例えば単独取引拒絶）であつても行為主体である事業者自身以外の力が加わることによって公正競争阻害性を帯びるのであれば、それを「不公正な取引方法に該当する行為」と呼ぶことに問題は無い旨説明されることがある（神宮司・経済法20講276頁）。

### \*\*\*\*\* 論 点 \*\*\*\*\*

- 1 「事業者団体の行為」性
- 2 事業者団体の行為における正当化理由
- 3 本条1号と3条後段との関係
- 4 本条1号と本条3号～5号の適用関係
- 5 本条4号と3、5号の適用関係

**論点 1 「事業者団体の行為」性**

本条は事業者団体の行為を規制しているところ、事業者団体の行為（決定）があるというためには、事業者団体の何らかの機関で決定がされ、その決定が構成員により実質的に団体の決定として遵守すべきものとして認識されていれば足りるのであって、当該決定が定款又は寄附行為上団体の正式意思決定機関で行われたことを要しない（公取委審判審決平成7・7・10平成3年(判)1号審決集42巻3頁）。公取委先例では、定款の規定上意思決定機関ではなく業務執行機関にすぎない理事会における決定が事業者団体の行為であるとされた例がある一方で（公取委審判審決昭和45・2・17昭和42年(判)1号審決集16巻145頁）、裁判例では、構成事業者の一部により構成される討議研究会の場を通じた価格決定について本条1号又は5号に該当すると認めることには疑問が残るとされたものがある（東京高判平成20・4・4審決集55巻791頁（元詰種子価格カルテル事件）〔28161734〕）。

なお、事業者団体自身が事業者として自ら事業を行っている場合には、3、19条等が適用される。

**論点 2 事業者団体の行為における正当化理由**

弊害要件として競争の実質的制限が要求される本条1号については、「公共の利益に反して」（2条6項）の文言が「独禁法の究極の目的に実質的に抵触しない」と認められる例外的な場合を不当な取引制限から除外する趣旨である旨判示した刑事事件判例（最判昭和59・2・24刑集38巻4号1287頁〔27801091〕）があることとの対比において、当該文言が置かれていない本条1号においてもいわゆる正当化理由を斟酌し得るかが一応問題となり得る。

この点については、同判決後の公取委先例において、事業者団体による運賃等決定について、当該決定により制限されている競争が他の法律により刑事罰等をもって禁止されている違法な取引又は違法な取引条件に係るものである場合は特段の事情がない限り競争の実質的制限に該当しないとされており（公取委審判審決平成7・7・10平成3年(判)1号審決集42巻3頁）、損害賠償事件に係る裁判例においても、形式的には競争の実質的制限に該当する場合であっても独禁法の究極の目的に実質的に反しないと認められる場合には「公共の利益に反さず、結

局、実質的には『一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為』に当たらない」と判示されている（東京地判平成9・4・9判タ959号115頁〔28030441〕）。このように近年では、「公共の利益に反して」の文言の有無にかかわらず、競争の実質的制限の枠内においていわゆる正当化理由が斟酌される例が現れている（正当化理由については1条解説参照）。

弊害要件として競争の実質的制限が要求されない本条3号ないし5号については、本条4号の「不当に」に該当するか否かの判断において意図・目的の正当性、目的達成のために選択される手段・方法の合理性等が総合的に判断されると解されているところ（条文の概要5参照）、事業者団体ガイドラインは、例えば商品・役務の種類、品質、規格等や営業の種類、内容、方法等に関する事業者団体による自主規制、自主認証等の本条3号ないし本条5号該当性の判断に当たって「社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものか」を考慮要素とする旨明らかにしているが、各号における「不当に」の文言の有無には言及していない。

### 論点 ③ 本条1号と3条後段との関係

事業者団体における様々な会合の場を通じて構成事業者間の接触が行われている事例については、当該接触を通じてなされた価格協定等を事業者団体による決定として本条1号が適用されるのか、あるいは構成事業者間の不当な取引制限行為とみて3条後段が適用されるのか、明確に区別し難い場合も多い。

本条1号と3条後段の適用関係について、刑事判例は「刑責を事業者団体のほか各事業者に対して問うことも許され」として重複適用を許容しつつ、いずれに対し刑責を問うかは公取委ないし検察官の合理的裁量に委ねられている（最判昭和59・2・24刑集38巻4号1287頁〔27801091〕）。公取委先例においては、両規定を重複適用した例はなく、いずれかの規定が選択的に適用されている。

公取委先例においては、昭和47年頃以降、事業者団体における会合の場を通じた価格協定等に対して3条後段が多く適用されている（佐藤一雄=波光蔵=栗田誠編『テキスト独占禁止法(再訂2版)』青林書院（2010年）79頁。近時の事例として公

取委排除措置命令平成23・12・21平成23年(働)15号審決集58巻第1分冊251頁、公取委排除措置命令平成23・6・24平成23年(働)6号審決集58巻第1分冊198頁、東京高判平成20・4・4審決集55巻791頁(元詰種子価格カルテル事件)[28161734]等がある)。もともと、警告事案においては3条後段ではなく適用法条として本条1号が示される例も少なくない(近時の事例として公取委警告平成24・6・14(梅干協同組合事件)、公取委警告平成23・1・19(群馬県GBX工業会事件)、公取委警告平成19・11・30(岐阜県私立中学高等学校協会事件)等がある)。

なお、事業者が不当な取引制限について課徴金納付命令を受けて確定し、その後、事業者団体の場を通じた価格協定等について本条1号違反により構成事業者として課徴金納付命令を受ける場合、当該事業者自身は違反行為を繰り返していないので割増率(7条の2第7項)が適用されないと考えられよう。

#### 論点 4 本条1号と本条3号～5号の適用関係

本条1号と本条3号ないし5号は、競争の実質的制限を弊害要件とするか否かにおいて、また課徴金賦課の有無や刑事罰の有無・軽重においても相違する。公取委先例では、本条3号ないし5号に該当するとみられる行為について、当該行為が競争を実質的に制限していると認められる場合にはおおむね本条1号のみが適用されている。

商品・役務の価格、数量等重要な競争手段についての制限については、多くの公取委先例は競争を実質的に制限しているとして本条1号を適用しているものの、競争の実質的制限を認定せず本条4号を適用した例(構成事業者の市場占拠率が低い例(公取委勧告審決平成8・1・12平成7年(働)20号審決集42巻185頁等)、実際の市場価格への影響が認定されなかった例(公取委審判審決平成12・4・19平成7年(判)4号審決集47巻3頁、公取委勧告審決平成8・2・29平成8年(働)1号審決集42巻189頁等)等)もあり、また、競争を実質的に制限していた疑いのある行為を認定し本条1号に違反するおそれがあるとして警告を行うにとどまった例(前掲平成24年警告、前掲平成23年警告、前掲平成19年警告等)もみられる。

商品・役務の種類、品質、規格等の制限について、事業者団体ガイドラインは、事業者間の競争手段の制限であることから本条3号ないし5号に違反する

としており、さらに、市場分割目的による商品種類制限等により競争が実質的に制限される場合には本条1号に違反するとしている。

商品・役務の種類、品質、規格等や営業の種類、内容、方法等に関する自主規制、自主認証・認定、情報活動、経営指導及び共同事業について、事業者団体ガイドラインは、社会公共的要請への対応、消費者利便向上等の様々な正当目的や競争促進的効果を有するものが多いこと等を認めつつ、内容や態様によっては本条1号、3号ないし5号に違反する場合がありますとしている。

市場の開放性を妨げる行為については、事業者数制限は本条3号、共同ボイコットは本条5号等にそれぞれ該当するところ、これらの行為も競争の実質的制限をもたらして本条1号に違反することがあり得るところであり（流通取引慣行ガイドライン第1部第2-4）、裁判例においては、共同ボイコットについて本条1、5号該当性がいずれも認定されたものもある（東京地判平成9・4・9判タ959号115頁〔28030441〕）。なお、市場の開放性を妨げる行為と競争の実質的制限との関係については2条5項の解説参照。

### 論点 5 本条4号と3、5号の適用関係

事業者団体の活動は、非構成事業者に対する拘束を除けば、多かれ少なかれ構成事業者の機能・活動を制限するものであり、本条3号又は5号に該当する行為は同時に本条4号にも該当することが多い。

これら各規定の適用関係について、公取委先例では本条3、4号あるいは本条4、5号を重複的に適用した例がみられるが、学説は重複適用について賛否が分かれている。

#### 事例

公取委先例では、医師会による医療機関開設制限について本条3号違反を、また、医療機関の診療科目追加、病床増設・増改築等の制限について本条4号違反を、それぞれ個別に認定した例もある（公取委審判審決平成11・10・26平成9年(判)1号審決集46巻73頁）。

#### 【参考文献】

今村成和『独占禁止法(新版)』有斐閣(1978年)177-184頁、岩本章吾『事業者団体の



活動に関する新・独禁法ガイドライン』商事法務研究会（1996年）39-55頁、佐藤一雄=波光巖=栗田誠編『テキスト独占禁止法(再訂2版)』青林書院（2010年）74-85頁、白石忠志『独占禁止法(第2版)』有斐閣（2009年）111-112頁、299-312頁、神宮司史彦『経済法20講』勁草書房（2011年）269-279頁、田中誠二ほか『コンメンタール独占禁止法』勁草書房（1981年）445-489頁

（平山賢太郎）

## ◆第8条の2

### （排除措置命令）

第8条の2 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

② 第7条第2項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

③ 公正取引委員会は、事業者団体に対し、第1項又は前項において準用する第7条第2項に規定する措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、第8章第2節に規定する手続に従い、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。第26条第1項において同じ。）に対しても、第1項又は前項において準用する第7条第2項に規定する措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

### 【条文の概要】

本条は、事業者団体の8条違反行為に対する排除措置命令について定めている。

本条1項は、違反行為があるときにおいて公取委が当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる旨を規定している。本条2項は、違反行為が既になくなっていない場合において公取委が当該違反行為が排除されたことを確保するため必要な措置を命じることができる旨を7条2項準用により規定している。

本条1項は、事業者団体の8条違反行為に対する排除措置として当該事業者団体の解散や当該違反行為の差止めを例示しているところ、公取委先例において現に命じられる排除措置には、決定の破棄、決定を破棄した旨の取引先等への周知徹底、違反行為と同

様の行為についての将来不作為、とるべき措置について公取委の承認を受けるべき旨及びとった措置の公取委への報告等がある。これらのほか、公取委先例においては、再発防止のため組織・規約・運営の改善等が命じられた例もみられる（公取委勧告審決平成2・2・2平成元年(働)9号審決集36巻35頁）。

本条3項は、事業者団体に対する排除措置に加えて、当該事業者団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者に対しても、事業者団体に対する排除措置を確保するために必要な措置を命ずることができる旨を規定している。これまで、本条3項が適用された事例はない。

なお、排除措置の一般的解説については7条の解説を参照されたい。

(平山賢太郎)

## ◆第8条の3

(課徴金納付命令)

第8条の3 第7条の2第1項、第3項、第5項、第6項（ただし書を除く。）、第10項から第18項まで（第13項第2号及び第3号を除く。）、第22項、第23項及び第27項の規定は、第8条第1号（不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。）又は第2号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。この場合において、第7条の2第1項中「事業者が」とあるのは「事業者団体が」と、「当該事業者に対し」とあるのは「当該事業者団体の構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。以下この条において「特定事業者」という。）に対し」と、同条第5項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、同条第6項本文中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「をやめた者（当該違反行為）」とあるのは「の実行としての事業活動をやめた者（当該違反行為の実行としての事業活動）」と、同条第10項中「納付すべき事業者」とあるのは「納付すべき特定事業者」と、「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「当該違反行為をした事業者」とあるのは「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」と、「をしていた」とあるのは「の実行としての事業活動をしてきた」と、同条第11項中「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、「又は第5項から第9項まで」とあるのは「、第5項又は第6項」と、「当該違

反行爲をした事業者」とあるのは「当該違反行爲をした事業者団体の特定事業者」と、「をしていた」とあるのは「の実行としての事業活動をしていた」と、同条第12項中「当該違反行爲をした事業者」とあるのは「当該違反行爲をした事業者団体の特定事業者」と、「又は第5項から第9項まで」とあるのは「、第5項又は第6項」と、「をしていた」とあるのは「の実行としての事業活動をしていた」と、同条第13項各号列記以外の部分中「第1項に規定する違反行爲をした事業者」とあるのは「次条第1号（不当な取引制限に相当する行爲をする場合に限る。）又は第2号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行爲をした事業者団体の特定事業者」と、「2以上の事業者」とあるのは「2以上の特定事業者」と、「第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号のいずれかに該当する」とあるのは「第1号に該当する」と、「行つた事業者」とあるのは「行つた特定事業者」と、「1の事業者」とあるのは「1の特定事業者」と、同項第1号中「2以上の事業者」とあるのは「2以上の特定事業者」と、「事業者の」とあるのは「特定事業者の」と、「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、同条第15項及び第16項中「事業者」とあるのは「特定事業者」と、同条第17項中「行つた事業者」とあるのは「行つた特定事業者」と、「当該事業者（当該事業者）」とあるのは「当該特定事業者（当該特定事業者）」と、「、当該事業者」とあるのは「、当該特定事業者」と、「及び当該事業者」とあるのは「及び当該特定事業者」と、「他の事業者」とあるのは「他の特定事業者」と、「1以上の事業者」とあるのは「1以上の特定事業者」と、「当該事業者がした」とあるのは「当該事業者団体がした」と、「対し（当該事業者）」とあるのは「対し（当該特定事業者）」と、「以外の事業者」とあるのは「以外の特定事業者」と、「第1項に規定する違反行爲をする」とあるのは「当該違反行爲の実行としての事業活動を行う」と、「をやめる」とあるのは「の実行としての事業活動をやめる」と、同条第18項中「事業者」とあるのは「特定事業者」と、「した違反行爲」とあるのは「行つた同項第1号の規定による報告」と、同条第22項中「第1項又は第4項」とあるのは「第1項」と、「第1項、第4項から第9項まで」とあるのは「同項、第5項、第6項」と、「、第12項又は第19項」とあるのは「又は第12項」と、同条第23項中「第4項から第9項まで」とあるのは「第5項、第6項」と、「、第12項又は第19項」とあるのは「又は第12項」と、同条第27項中「実行期間（第4項に規定する違反行爲については、違反行爲期間）」とあるのは「実行期間」と読み替えるものとする。

**【条文の概要】**

本条は、事業者団体が8条1号（不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る）又は8条2号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定等に限る）に違反する行為で、商品・役務の対価に係るもの又は実質的に商品・役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをした場合において、当該事業者団体の構成事業者に対して課徴金の納付を命じる旨を、7条の2を準用することにより規定している。

なお、事業者団体による私的独占に相当する違反行為については、課徴金制度導入以降違反事例が存在しないこと等を踏まえ、課徴金賦課の対象としないこととされている（諏訪園編著・平成17年改正解説88頁）。平成17年改正後の本条が7条の2第2項を準用せず、また本条前段にかっこ書が追加されていることは以上の趣旨に基づくものである。

課徴金納付義務者は、事業者団体による違反行為の実行として事業活動を行った構成事業者である（田中誠二ほか『コンメンタール独占禁止法』勁草書房（1981年）498頁）。事業者団体ではなく、構成事業者のうち違反行為の実行としての事業活動を行った者に対して納付が命じられるのは、これらの者が事業者団体による違反行為による利得の帰属主体であると認められるからであると説明されている。事業者の従業員等が事業者とみなされる場合（2条1項後段）における事業者団体が8条1、2号に違反する行為を行った場合における課徴金納付義務者は、当該従業員等ではなく当該行為の効果が実質的に帰属する事業者である（8条の3後段）。

事業者団体が違反行為を繰り返した場合において、構成事業者に対する割増率の適用はない（7条の2第7項不準用）。また、罰金刑は事業者団体、課徴金は構成事業者等にそれぞれ課されるため、刑事罰と課徴金の調整は行われない（7条の2第19～21項までの不準用）。

なお、課徴金制度及び課徴金減免制度については7条の2の解説を参照されたい。

**【参考文献】**

諏訪園貞明編著『平成17年改正独占禁止法』商事法務（2005年）85-90頁、田中誠二ほか『コンメンタール独占禁止法』勁草書房（1981年）497-503頁

（平山賢太郎）

## 第6章 適用除外

## ◆第21条

## (知的財産法による権利行使)

第21条 この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。

## 【条文の概要】

本条は、「著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為」について独禁法の適用を除外する旨を規定している。

知的財産権に関する公取委ガイドラインには、包括的なものとして知的財産ガイドラインがあるほか（論点3参照）、知的財産ガイドライン公表前に「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」や「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」が公表されている。

知的財産ガイドラインは、技術に係る知的財産制度（一定期間に限定して独占的な権利行使が認められる）により事業者の研究開発意欲が刺激され新技術や当該技術を利用した製品が生み出され得ること、また技術取引（ライセンス供与等）により異なる技術の結合による技術の効率的利用や競争単位増加が図られ得ることから競争促進効果が期待されるとしつつ、他方では、権利者によるライセンス拒絶や、ライセンス供与に際して行われる被許諾者の研究開発、生産、販売等に対する制限により、技術や製品をめぐる競争に悪影響が及ぶ場合があるとも述べている。本条の趣旨や「権利の行使と認められる行為」に関する解釈は、かかる認識を踏まえて行われることとなる（論点1、2参照）。

## …… 論 点 ……

- 1 本条の趣旨
- 2 「権利の行使と認められる行為」の該当性
- 3 知的財産ガイドラインの概要

## 論点 ① 本条の趣旨

本条は、知的財産法による権利行使がいかに反競争の弊害をもたらしても独禁法を適用できない旨の認識を招き得る規定であったことから、本条をどのように限定解釈するかという観点から、本条の趣旨が長年にわたって議論されてきた。

知的財産ガイドラインは、技術の利用に係る制限行為のうち①そもそも権利の行使とはみられない行為及び②外形上は権利の行使とみられるが実質的に権利の行使とは評価できない場合は「権利の行使と認められる行為」と評価できず独禁法の適用が除外されないとしており、当該解釈はその後の公取委先例においても確認されている（公取委審判審決平成21・2・16平成15年(判)39号審決集55巻500頁）。

かかる考え方に対しては「権利の行使とみられる行為」「権利の行使と認められる行為」という複数の概念を観念することへの疑問等も指摘されているものの、本条の存在を無視することなく、かつ適用除外の不当な拡張を防止し独禁法の的確な運用を確保できる解釈であると一般に評価されている。

本条の趣旨を以上のようにとらえる場合には、本条は、特許権等の行使と認められる行為に独禁法を適用しないことを確認的に規定したものにすぎないこととなる。知的財産ガイドラインは、本条に列挙されている法律以外の法律（種苗法、半導体集積回路の回路配置に関する法律等）に基づいて排他的利用が認められる技術にも本条が適用されるとしているが、本条が確認規定である以上は本条を適用するまでもなく本条の趣旨を踏まえ検討することでも足りよう（白石忠志『知的財産法と独禁法』の構造 相澤英孝ほか編集代表『知的財産法の理論と現代的課題—中山信弘先生還暦記念論文集』弘文堂（2005年）507頁、菅久編著・独禁法〔伊永大輔〕323頁）。またそれゆえ、本条の趣旨や解釈をめぐる議論は、より一般的に、創作等インセンティブを考慮することによる「正当化理由」の成否の問題として位置付けることも可能であるといえよう（白石・独禁法〔第2版〕383頁。「正当化理由」については1条の解説参照）。

なお近年では、知的財産法分野においても、「知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留

意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする」(知的財産基本法10条)など競争促進への配慮が示されるようになっており、独禁法と知的財産法が基本的な目的や役割を共通とするものであって全面的に相対立するものではない旨の認識が広がっている。

### 事例

本条の趣旨について、公取委先例においては、「この規定は、文字どおり、著作権等による権利の行使と認められる行為には独占禁止法の規定が適用されないことを示すとともに、他方、著作権法等による権利の行使とみられるような行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響等を勘案した上で、知的財産権制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合には、当該行為が同条(筆者注：21条)にいう『権利の行使と認められる行為』とは評価されず、独占禁止法が適用されることを確認する趣旨で設けられたものである」とされ、本条が確認規定である旨が明らかにされている(前掲平成21年審判審決等)。

知的財産法分野において競争促進確保への配慮が行われたことがうかがわれる判例として、家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物の譲渡について「市場における商品の円滑な流通を確保するなど」の観点から国内消尽が肯定されたものがある(最判平成14・4・25民集56巻4号808頁〔28070835〕)。また、特許庁先例においては、新規参入者が北海道函館地方において発行予定の月刊新聞誌に採用することが想定される新聞題字を他の新聞社が大量に商標出願した行為について、新聞題字の選択を著しく制限する行為である旨指摘し「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」(商標法4条1項7号)に該当するとして商標登録が拒絶された例がある(特許庁審決平成11・3・10平成9年審判20756-20759号)。

## 論点 2 「権利の行使と認められる行為」の該当性

「権利の行使と認められる行為」とは、外形上権利の行使とみられる行為であって、実質的に権利の行使と評価できない場合に該当しない行為をいうものと解されている(論点1参照)。

### 1 権利の行使とみられる行為

知的財産権法における「権利の行使」は、通常は侵害行為に対する差止・損害賠償請求訴訟の提起・遂行を意味することから、権利者が他者に対して知的財産権を利用させないようにする行為や利用範囲を制限する行為は外形上「権利の行使とみられる行為」に当たると解されている。例えば、①侵害訴訟の提

起・遂行や侵害行為に対する警告、②ライセンス拒絶、③ライセンス供与の際の利用範囲（実施態様（販売、製造等）、期間、地理的範囲等）の限定、④実施料（ライセンス料）の設定等が「権利の行使」に当たると解されているほか（菅久編著・独禁法〔伊永大輔〕323頁、根岸・注釈独禁〔和久井理子〕539頁参照）、⑤ライセンス供与の際における許諾数量の設定も裁判例や公取委ガイドラインにおいて「権利の行使」に当たるとされている（大阪地判平成20・1・22平成19年(ワ)2366号公刊物未登載〔28140407〕等）。

他方、①知的財産権の存続期間終了後における行為や国内消尽後における行為（公取委勧告審決平成14・12・26平成14年(働)20号審決集49巻247頁等）、②ライセンス供与に際して付随的条件を課す行為（知的財産法による保護範囲に含まれない商品・役務に係る取引を強制する行為、競争品製造販売や競争者との取引を制限したりする行為等）は外形上「権利の行使」に当たらないと解されているほか、③複数の権利者等が意思の連絡の下で行う共同行為（侵害訴訟提起、ライセンス供与先、許諾数量等についての取決め等）も外形上「権利の行使」に当たらないと説明されることがある（根岸・注釈独禁〔和久井理子〕545頁）。

## 2 実質的に権利の行使とは評価できない場合

知的財産ガイドラインは、外形上は権利の行使とみられる行為であっても、当該行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案したうえで、事業者に創意工夫を発揮させ技術の活用を図るという知的財産制度の趣旨を逸脱し又は同制度の目的に反すると認められる場合には「権利の行使と認められる行為」と評価できないとしている。

具体的にいかなる行為が「権利の行使と認められる行為」と評価できない場合（独禁法が適用される場合）に当たるかについては、知的財産ガイドラインが知的財産権に関するライセンス拒絶行為や各種の制限行為について行為類型ごとに考え方を示しており（論点3参照）、公取委先例や裁判例においても個別の行為について上記の考慮要素を踏まえた判断が示されている。

### ■ 事例

共同行為について、本条により独禁法の適用を除外することなく違反行為やそのおそれを認定した公取委先例として、実用新案権者を含む複数の製造業者が販売価格、



販売数量比率、販売先について合意し実用新案権者が他の合意参加者に対するライセンス供与の際に販売数量等を制限していた事例（公取委審判審決平成5・9・10平成3年(判)2号審決集40巻3頁）、工業会がその管理する暗渠側溝に係る知的財産権の実施権を工業会会員に対してのみ許諾し、かつ許諾範囲を当該工業会を介した取引に限定するなどしていた事例（公取委警告平成23・1・19（群馬県GBX工業会事件））等がある。裁判例においても、複数事業者がそれぞれ有する原盤権の利用許諾を意思の連絡の下で共同して拒絶した行為については本条により独禁法の適用を除外することなく独禁法違反が認定されているものの（東京高判平成22・1・29審決集56巻第2分冊498頁〔28170429〕）、パテントプールは、その運用方針及び現実の運用が特許法等の技術保護制度の趣旨を逸脱し又は同制度の目的に反する場合には、権利の行使と認められない旨判示された事例（販売数量制限、販売価格統制等の競争制限的内部規制が存在しなかったこと等ゆえ権利の行使と認められる範囲にとどまるとされた）もみられる（東京高判平成15・6・4平成14年(判)4085号公刊物未登載〔28082089〕）。

単独行為について、本条により独禁法の適用を除外することなく違反行為を認定した公取委先例として、中古ゲームソフトの取扱禁止行為が再販売価格拘束行為と一体として再販売価格拘束行為を補強するものとして行われていた事例（公取委審判審決平成13・8・1平成10年(判)1号審決集48巻3頁）、競合他社の事業活動を徹底的に攻撃していく旨の方針の下で当該競合他社の取引に影響を与えるおそれを有する取引妨害行為が行われた事例がある（公取委審判審決平成21・2・16平成15年(判)39号審決集55巻500頁）。裁判例においても、特許権等の実施許諾数量制限について、特許制度等の趣旨を逸脱し又は同制度の目的に反するような不当な権利行使については独禁法の適用は除外されないとしたものがある（知財高判平成18・7・20平成18年(判)10015号公刊物未登載〔28214021〕）。

本条による独禁法の適用除外を否定するに際して競争秩序に与える影響が勘案された公取委先例として、問題とされた行為が「公正競争阻害性を有するものである以上」は知的財産保護制度の趣旨を逸脱しあるいは同制度の目的に反しているとされたものや（前掲平成13年審判審決）、競合他社の「取引に影響を与えるおそれ」が勘案されたもの（前掲平成21年審判審決）がある。

### 論点 3 知的財産ガイドラインの概要

知的財産ガイドラインは、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（平成11年7月30日公取委）を廃止して平成19年に公表されたものであり、知的財産のうち技術に関するものを対象として、知的財産権に関するライセンス拒絶行為や各種の制限行為について独禁法上の考え方を示してい

る。

知的財産ガイドラインの対象となる技術には、特許法・実用新案法・半導体集積回路の回路配置に関する法律・種苗法・著作権法・意匠法によって保護される技術が含まれる。また、ノウハウとして保護される技術（非公知の技術的知識と経験又はそれらの集積であってその経済価値を事業者自らが保護・管理するもの）については、保護される技術の範囲が不確定であること、保護の排他性が弱いこと、保護期間が不確定であること等の特質を踏まえつつ、本条が適用される技術と同様に取り扱うこととされている。

知的財産ガイドラインは、知的財産権に関するライセンス拒絶行為や各種の制限行為についてまず独禁法の適用に関する基本的な考え方を示し、次に私的独占及び不当な取引制限の観点からの考え方を示し、さらに不公正な取引方法の観点からの考え方を示している。また、競争減殺効果（技術の利用に係る制限行為によって市場における競争が減殺されるか否か）については、制限の内容及び態様、当該技術の用途や有力性のほか、対象市場ごとに、当該制限に係る当事者間の競争関係の有無、当事者の占める地位（シェア、順位等）、対象市場全体の状況（当事者の競争者の数、市場集中度、取引される製品の特性、差別化の程度、流通経路、新規参入の難易性等）、制限を課すことについての合理的理由の有無並びに研究開発意欲及びライセンス意欲への影響を総合的に勘案し判断するとされている。

なお、知的財産ガイドラインは、個別の行為類型に係る独禁法上の考え方を示すに際して、各種の行為を①他の者に技術を利用させないようにする行為、②他の者に技術を利用できる範囲を限定して許諾する行為、③他の者に技術の利用を許諾する際に相手方が行う活動に制限を課す行為に整理したうえで、特に③に該当する様々な行為をいわゆる「黒条項」「灰条項」「白条項」に区分することにより公取委の考え方を示している（技術の利用に係る制限行為に関する不公正な取引方法の観点からの検討においてそれぞれ「原則として不公正な取引方法に該当する」「公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する」「原則として不公正な取引方法に該当しない」などと記されている）。

もっとも、知的財産権の行使を通じた排除行為が独禁法に違反するか否か判

断することは必ずしも容易でない。そこで知的財産ガイドラインは、技術の利用に係る制限行為について、制限行為の対象となる技術を用いて事業活動を行っている事業者の製品市場におけるシェアの合計が20%以下である場合には原則として競争減殺効果は軽微であるとしており、当該基準は「セーフハーバー」と呼ばれている（ただし、技術の利用に係る制限行為の内容が当該技術を用いた製品の販売価格、販売数量、販売シェア、販売地域若しくは販売先に係る制限、研究開発活動の制限又は改良技術の譲渡義務・独占的ライセンス義務を課すものである場合にはセーフハーバーは適用されない）。なお、技術市場における競争への影響について検討する場合において、製品シェアが算出できない場合や製品シェアに基づいて技術市場への影響を判断することが適当と認められない場合には、事業活動に著しい支障を生ずることなく利用可能な代替技術に権利を有する者が4以上存在する場合であれば競争減殺効果は軽微であるとされる。

#### 【参考文献】

佐藤一雄=波光巖=栗田誠『テキスト独禁法〈再訂2版〉』青林書院（2010年）〔栗田誠〕251-284頁、白石忠志『『知的財産法と独占禁止法』の構造』相津英孝ほか編集代表『知的財産法の理論と現代的課題—中山信弘先生還暦記念論文集』弘文堂（2005年）496-510頁、白石忠志『独占禁止法〈第2版〉』有斐閣（2009年）380-383頁、神宮司史彦『経済法20講』勁草書房（2011年）367-370頁、根岸哲編『注釈独占禁止法』有斐閣（2009年）〔和久井理子〕533-551頁

（平山賢太郎）

## ◆第22条

### 〔組合の行為〕

第22条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

### 【条文の概要】

本条は、一定の組合（協同組合）の行為について独禁法の適用を除外する旨を規定している。本条の趣旨は、事業規模が小さく単独では有効な競争単位になり得ない事業者による事業協同化の道を開くことによって、これら事業者の競争力を強化して公正かつ自由な競争を促進することにある（公取委審判審決昭和50・12・23昭和48年(判)1号審決集22巻105頁）。協同組合の主たる事業である共同販売・共同購入は非ハードコアカルテルであって、必ずしも独禁法に違反するものではないが、一定地域において独占的地位を得た場合であっても具体的な弊害をもたらさない限り共同事業を実施することができるよう、独禁法の適用が除外されているものである（神宮司・経済法20講370頁）。

独禁法の適用が除外される組合・組合の連合会は、本条本文及び各号の要件を満たすものに限られる（論点1参照）。また、独禁法の適用が除外される行為は「組合（組合の連合会を含む。）の行為」であって本条ただし書の例外に該当しない行為に限られる（論点2参照）。

「組合の行為」には、組合が事業者として行う行為のほか、組合が事業者団体として行う行為（組合の場において行われる組合員の共同行為等）も含まれる（「団体の行為」性については8条の解説参照）。他方、組合の支部等下部組織が組合の関与を受けず独立して行う行為は「組合の行為」に含まれないと解されている。

## \*\*\*\*\* 論 点 \*\*\*\*\*

- 1 適用除外を受ける組合
- 2 「組合の行為」該当性と本条ただし書

### 論点 ① 適用除外を受ける組合

本条により独禁法の適用が除外される組合は、①法律の規定に基づいて設立され、②小規模事業者又は消費者の相互扶助を目的とし、③設立・加入・脱退が自由であり、④組合員の議決権が平等であり、かつ⑤組合員に利益配分を行う場合はその限度が法令等で規定されているものに限られる。

「法律の規定に基づいて設立された」(22条本文) 組合は、典型的には、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、信用金庫法等の特別法に基づいて設立されたものをいう。学説においては、民法・商法等の一般法に基づいて設立された組合・匿名組合は、小規模事業者の事業協同化による競争力強化及び競争促進という法目的を有する特別法に基づく組合でないため適用除外の対象とならないとする説が多い(田中誠二ほか『コンメンタール独占禁止法』勁草書房(1981年)〔坂本延夫〕884頁ほか。反対、白石・独禁法(第2版)384-385頁)。

「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的」(22条1号)とする旨の要件については、一定の場合に当該要件を備えるものとみなす旨の規定が特別法に設けられている例が多くみられる(中小企業等協同組合法7条1項、農業協同組合法9条、水産業協同組合法7条、信用金庫法7条1項等)。公取委先例においては、特別法に小規模事業者要件(資本金・従業員数等に基づく要件)が設けられている場合において当該要件を満たさない事業者が加入している組合については本条1号該当性が否定されているところ、小規模事業者でない組合員の存在が相互扶助目的の不存在を推定させる有力な根拠となるとしてもなお本条1号該当の余地は認められるべきと主張する学説もある(厚谷ほか編・条解〔糸田省吾〕433頁)。

「任意に設立され、かつ、任意に加入し、又は脱退することができること」(22条2号)については、各特別法においてその旨規定されていることが通例

である（中小企業等協同組合法14、18条、農業協同組合法20、21条、水産業協同組合法25、26条、信用金庫法13、16条等）。本条は無制限の加入脱退自由を要求するものではなく、正当な理由に基づく加入拒否や統制違反に基づく除名は認められると解されている。

「各組合員が平等の議決権を有する」（22条3号）組合であることや「組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められている」（22条4号）組合であることについては、各特別法においてその旨規定されていることが通例である（議決権平等について、中小企業等協同組合法11条1項、信用金庫法12条、水産業協同組合法7条、農業協同組合法9条等。利益分配について、中小企業等協同組合法59条3項、農業協同組合法52条2項、水産業協同組合法56条2項、信用金庫法57条3項等）。これらの要件は、本条の趣旨が、純然たる営利会社とは異なる相互扶助を通じて競争者としての地位を確保することにある点に基づくものであると考えられている（田中誠二ほか『コンメンタール独占禁止法』勁草書房（1981年）〔坂本延夫〕887頁）。

### 事例

本条1号該当性について、公取委先例においては、組合に参加するすべての事業者が小規模事業者である必要があると明言されているものがあり（公取委審判審決昭和50・12・23昭和48年(働)1号審決集22巻105頁）、大規模事業者の脱退による違法状態解消が認められた例（公取委審判審決昭和38・9・4昭和37年(働)8号審決集12巻1頁）、審決において中小企業等協同組合法107条に基づいて大規模事業者の組合脱退が命じられた例（公取委勧告審決昭和50・1・21昭和49年(働)50号審決集21巻329頁）もみられる。

本条2号該当性について、公取委先例においては、加入脱退制限を理由として本条の適用除外を否定したものが少なからず存在する（公取委勧告審決平成15・4・9平成15年(働)14号審決集50巻335頁、公取委勧告審決平成9・11・17平成9年(働)12号審決集44巻280頁等）。

## 論点 2 「組合の行為」該当性と本条ただし書

本条の要件を備える組合（論点1参照）による行為が本条により独禁法の適用除外を受けるためには、当該行為が「組合の行為」（22条本文）に該当し、かつ本条ただし書に該当しないことが必要であると解されている。

### 1 「組合の行為」

「組合の行為」は各特別法に列挙されている事業のみを指し、その範囲を逸脱した行為については独禁法の適用が除外されないと解されている。学説においては、組合が組合員の販売・供給する商品・役務の価格を協定することが「組合員の事業に関する共同事業」（中小企業等協同組合法9条の2第1項1号）に該当するか否かが争われている。また、「組合の行為」は組合に固有の行為をいうのであって、例えば、非組合員である大企業や他の事業者団体と行う共同行為や組合本来の目的に反する団体協約の締結等については独禁法の適用は除外されないと解する学説が多くみられる（例えば、厚谷ほか編・条解〔糸田省吾〕436頁）。

公取委先例においては、組合と他者との共同行為について組合に対する独禁法の適用を除外することなく3条後段を適用するものが多くみられるものの、当該法適用が「組合の行為」の解釈によるものか、本条ただし書後段の適用によるものかは必ずしも明らかではない。

## 2 本条ただし書

本条ただし書は、「不公正な取引方法を用いる場合」（前段）や「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」（後段）には本条本文による独禁法の適用除外が解除される旨規定している。

本条ただし書前段に該当する行為には、優越的地位濫用、排他条件付取引、再販売価格拘束等様々な行為があり得るところ、組合が共同事業の事業主体であることから、公取委先例においては事業者としての組合による行為とみて19条が適用されている。他方、学説においては、組合が事業者団体として組合員に不公正な取引方法に該当する行為を用いさせる場合について、不公正な取引方法は事業者を主体とする行為のみを規制するものである以上、本条ただし書前段は適用されないとする説がある（厚谷ほか編・条解〔糸田省吾〕438頁）。

本条ただし書後段については、「不当に」に該当するか否かは本条の立法趣旨である相互扶助や大企業への対抗や自衛の範囲を超えているか否かにより判断されるべきと解されている。また、「対価を引き上げることとなる」については、その規定文言から、対価が引き上げられるおそれを有する行為が行われ

れば足りると解されているところ（根岸・注釈独禁〔舟田正之〕562頁、白石・独禁法（第2版）388頁）、裁判例においては対価引上げの具体的危険の有無について検討された例がある（那覇地石垣支判平成9・5・30判時1644号149頁〔28032824〕（具体的危険が認められないとして独禁法の適用除外を肯定））。対価（購入価格）を引き下げる性格を有する購入カルテル行為等に対する本条ただし書後段該当性については疑義が生じ得るところであるが、公取委先例においては、「組合の行為」該当性が否定されることにより本条ただし書後段該当性を検討するまでもなく独禁法の適用除外が解除されているようである（笠原雅之=西上達也「紀州田辺梅干協同組合及び紀州みなべ梅干協同組合に対する警告について」公正取引744号（2012年）72頁参照）。なお、公取委先例において、本条ただし書後段に該当することを理由として独禁法の適用が除外された例はない。

### 事例

公取委先例では、組合本来の目的に反する団体協約の締結等について、化粧品製造業者の指示する卸売価格について東京化粧品卸売協同組合が団体協約をもって製造業者と協定し、協定の実施に関して全国の卸売業者及び小売業者に対し卸売価格を維持励行するよう通告して価格維持を図った行為について、正当な団体協約の範囲を超え協同組合本来の目的を逸脱しているとして本条の適用が否定されている（公取委同意審決昭和26・3・15昭和25年（判）58号審決集2巻255頁）。

組合が非組合員と行う共同行為については、協同組合が他の製氷業者らと共同販売機構を設立して行った製氷の共同販売等に対して、「組合の行為」該当性について言及することなく3条が適用されている（公取委勧告審決昭和30・8・15昭和30年（勧）2号審決集7巻5頁）。

組合員が商品（白干梅）を購入すべき価格について複数の協同組合が協議して決定していた行為については、各組合の行為について8条1号に違反するおそれがあるとして警告が行われているところ（公取委警告平成24・6・14（梅干協同組合事件））、担当官解説では、「組合の行為」は一般的に各特別法に基づく組合本来の事業のみを指すところ、複数の協同組合が協議し組合員が商品を購入すべき価格を決定する行為は「組合の行為」に該当しないので独禁法が適用される旨説明されている（笠原=西山・前掲72頁）。

### 【参考文献】

厚谷襄児=糸田省吾=向田直範=稗貫俊文=和田健夫編『条解独占禁止法』弘文堂（1997



年)〔糸田省吾〕431-438頁、笠原雅之=西上達也「紀州田辺梅干協同組合及び紀州みなべ梅干協同組合に対する警告について」公正取引744号(2012年)71-72頁、白石忠志『独占禁止法(第2版)』有斐閣(2009年)384-389頁、神宮司史彦『経済法20講』勁草書房(2011年)370-373頁、田中誠二ほか『コンメンタール独占禁止法』勁草書房(1981年)〔坂本延夫〕882-896頁、根岸哲編『注釈独占禁止法』有斐閣(2009年)〔舟田正之〕551-563頁

(平山賢太郎)

## ◆第23条

### (再販売価格拘束)

第23条 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一樣であることを容易に識別することができるものを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格(その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買受けて販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。以下同じ。)を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその商品を販売する事業者がする行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合は、この限りでない。

- ② 公正取引委員会は、次の各号に該当する場合でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。
  - 一 当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること。
  - 二 当該商品について自由な競争が行われていること。
- ③ 第1項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。
- ④ 著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為についても、第1項と同様とする。
- ⑤ 第1項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第7号及び第10号に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、

サービス・インフォメーション

通話無料

- ①商品に関するご照会・お申込みのご依頼  
TEL 0120(203)694 / FAX 0120(302)640
- ②ご住所・ご名義等各種変更のご連絡  
TEL 0120(203)696 / FAX 0120(202)974
- ③請求・お支払いに関するご照会・ご要望  
TEL 0120(203)695 / FAX 0120(202)973

- フリーダイヤル(TEL)の受付時間は、土・日・祝日を除く  
9:00～17:30です。
- FAXは24時間受け付けておりますので、あわせてご利用ください。

---

論点体系 独占禁止法

---

平成26年7月10日 初版発行

編著 白石 忠志

多田 敏明

発行者 田中英弥

発行所 第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17

ホームページ <http://www.daiichihoki.co.jp/>

装丁 篠 隆二

---

論点独禁法 ISBN978-4-474-10314-6 C3332 (3)

---